

一般廃棄物処理業許可証

住 所 函館市赤川町90番地の4

氏 名 株式会社亀田清掃
代表取締役 池田 善徳

令和2年2月7日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び北斗市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和 2年 2月25日

北斗市長 池田 達 雄



1 事業の範囲

- (1) 取り扱う一般廃棄物 し尿を除く一般廃棄物
- (2) 収集運搬、処分の別 収集・運搬

2 許可の期間

令和 2年 4月 1日 から
令和 4年 3月31日 まで

3 許可の更新、変更の状況

平成18年	4月	1日	更新
平成20年	4月	1日	更新
平成22年	4月	1日	更新
平成24年	4月	1日	更新
平成26年	4月	1日	更新
平成28年	4月	1日	更新
平成30年	4月	1日	更新
令和 2年	4月	1日	更新

4 遵守事項

- 営業に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を遵守すること。
- 廃棄物の取扱事業所の新規、変更があった場合は届け出ること。
- 廃棄物の取扱いについては、生活環境の保全上支障のないように的確にその業務を遂行すること。